（ 公 募 ）

山口市南部運動広場指定管理者候補者選定結果

1　施設の名称　　山口市南部運動広場

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

3　指定管理者候補者選定結果
　特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブ
　理事長　髙橋　理文
　山口市下小鯖１３４６－３

4　指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本法人は、地域住民に対して、芝生の素晴らしさを伝えることと、スポーツの啓発普及に関する事業を行い、スポーツを通じたまちづくりと子どもの健全育成・地域住民の健康促進に寄与することを目的として設立され、各種事業を行っている。

5　募集及び選定の経過

募集要項・仕様書の決定	令和８年６月２４日（水）
受付期間	令和８年９月１日（火）～令和８年９月２４日（木）
現地説明会	令和８年８月１７日（月）
質問書の受付	令和８年８月１８日(火)～令和８年８月２５日(火)
選定委員会によるヒアリング及び審査	令和８年１０月６日（火）

6　指定管理者応募団体
（１）特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブ

7　選定の方法
（１）選定委員会委員

河村　元博	山口市交流創造部長（委員長）
藤村　伸一	山口市交流創造部次長（副委員長）
金田　貴之	山口市交流創造部スポーツ交流課長
青木　邦男	山口県立大学名誉教授
藤井　清孝	山口市スポーツ協会副会長

（２）提出書類の確認
　申請団体からの提出書類については、募集要項に定める資格要件等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
（３）申請団体ヒアリング
　申請団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
　実施日　令和８年１０月６日（火）
　場　所　市役所３０６会議室
　要　領　１団体につき４０分間のヒアリング
（４）審査内容
　提案内容の審査については、各申請団体の指定申請等の提出書類及びヒアリングの内容

を基に、選定委員会において、[別紙１]に掲げる審査基準及び加点基準ごとに評価を行い、次の選定基準により候補者として選定しました。

【第１選定基準】
　審査基準の合計評価点の６割以上（基準点）の得点を得た団体のうち、委員ごとに審査基準と加点基準の得点を合計した結果、最も高い採点をした委員の人数が多い団体を候補者とする。
【第２選定基準】
　最も高い採点をした委員数が同数となり、第１選定基準により候補者が決しない場合は、当該団体のうち合計得点の最も高い団体を候補者とする。
※　第１選定基準を優先的に適用するため、合計得点が上回っていても候補者として選定されない場合があります

８　選定結果

団体名	第１選定基準 最も高い採点をした委員の人数	第２選定基準 総計得点
特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブ	５	３３６

【審査の詳細】

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブ
利用者の公平性・平等性の確保	１０	５	５０	３５
施設の効用の最大限の発揮	３５		１７５	１２２
適切な管理、経費の縮減	２０		１００	６４
管理運営を安定して行う人的､財政的基盤	２０		１００	６４
利用者の安心・安全確保	１０		５０	３１
市の施策への貢献度	５		２５	２０
小　　計	１００		５００	３３６
基 準 点（評価点合計×0.6）				３００
加点基準	評価点	委員数	評価点合計	特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブ
障害者雇用	２	５	１０	０
環境問題への配慮	１		５	０
男女共同参画	２		１０	０
小　　計	５		２５	０
合　　計	１０５		５２５	３３６

９　講評

　山口市南部運動広場は、市民の健康増進及びスポーツの振興を図ることを目的として設立しています。指定管理者候補者の選定にあたっては、施設の持っている目的や性格を踏まえ、「別紙１指定管理者候補者選定基準」に基づき検討し、審査しました。

特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブは、長年本施設を利用していた団体であり、施設の状態を十分に把握された上で、施設の持つ課題や利用促進につながる具体的な提案がありました。利用者から管理者への視点で、利用者満足度の向上が大いに期待されます。

また、スポーツクラブとして多種目のノウハウがあり、その実績と経験を基にした魅力ある自主事業の展開についての提案は、施設の効用の最大限の発揮につながるものとして高く評価されました。

さらに、地域との連携に係る具体的な提案は、地域活性化への熱意が感じられ、実際の取組が期待されます。

以上のような点を踏まえ、審査基準に従って特定非営利活動法人レノファ山口スポーツクラブを山口市南部運動広場指定管理者の候補者として選定します。

別紙１　指定管理者候補者選定基準

選　定　基　準	配点
１　利用者の公平性・平等性の確保	１０
①公の施設を運営するにあたっての基本的な考え方	
②利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	
２　施設の効用の最大限の発揮	３５
①施設管理の運営方針	
②利用促進に向けた方策	
③自主事業の展開	
④利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策	
⑤苦情対応のための方策	
３　適切な管理、経費の縮減	２０
①施設維持管理のための方策	
②施設修繕に対する方針及び対応	
③効率的・経済的な施設管理	
④指定管理料の縮減	
４　管理運営を安定して行う人的、財政的基盤	２０
①適切に行える職員体制	
②職員の指導育成・研修体制	
③安定した管理を行うための財政的基盤	
④収支予算書の妥当性	
５　利用者の安心・安全確保	１０
①危機管理・安全管理体制	
②個人情報の取扱いの方針及び具体的手法	
６　市の施策への貢献度	５
①地域団体等との連携と市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績	
小　　計	１００

加　点　基　準
●　障害者雇用 障害者雇用率が以下の場合は加点 ⅰ民間企業 ２．７％を超えて４．０５％未満　１点 ４．０５％以上　２点 ⅱ公庫・公団等の特殊法人等 ３．０％超えて４．５％未満　１点 ４．５％以上　２点
●　環境問題への配慮

ＩＳＯ１４００１若しくはＩＳＯ１４００５又はエコアクション２１を取得している場合は１点
●　男女共同参画 以下の要件を満たしている場合は加点 ⅰやまぐち男女共同参画推進事業者に登録されている場合は１点 ⅱ常時雇用する労働者の数が１００人以下の団体 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律いずれかに基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出ている場合は１点 ⅲ常時雇用する労働者の数が１０１人以上の団体 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、くるみん認定若しくはえるぼし認定を受けている場合は１点